



島根県報

平成17年11月1日 (火)
第 1,723 号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

| | | |
|-------------------------------------|-------------|----|
| 規 則 | | |
| 租税特別措置法に基づく優良宅地認定事務に関する規則の一部を改正する規則 | (都 市 計 画 課) | 1 |
| 告 示 | | |
| 結核予防法の規定により医療を担当する機関の指定 | (薬 事 衛 生 課) | 3 |
| 結核予防法の規定による指定医療機関の辞退 | (") | 4 |
| 企業参入促進資金利子補給金交付要綱の一部改正 | (農 業 経 営 課) | 5 |
| 大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗廃止の届出 | (経 営 支 援 課) | 5 |
| 道路の区域の変更 | (道 路 維 持 課) | 6 |
| 道路の供用開始 | (") | 7 |
| 河川区域の指定 | (河 川 課) | 7 |
| 公 告 | | |
| グループウェアサーバ賃貸借契約に係る一般競争入札の実施 | (警 察 本 部) | 7 |
| ネットワーク機器レイヤ2スイッチ117台の購入に係る一般競争入札の実施 | (") | 8 |
| 正 誤 | | |
| 平成17年9月30日付け島根県報第1,714号中 | (環 境 政 策 課) | 10 |

公布された条例等のあらまし

租税特別措置法に基づく優良宅地認定事務に関する規則の一部を改正する規則 (規則第121号)

1 規則の概要

租税特別措置法の一部改正に伴う規定の整理 (第1条・第2条・第8条・様式第1号 - 第3号・様式第7号関係)

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規 則

租税特別措置法に基づく優良宅地認定事務に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年11月1日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第121号

租税特別措置法に基づく優良宅地認定事務に関する規則の一部を改正する規則

租税特別措置法に基づく優良宅地認定事務に関する規則 (昭和49年島根県規則第36号)の一部を次のように改正する。

第1条中「及び第63条第3項第5号イ並びに第31条の2第2項第11号八及び第62条の3第4項第11号八」を「、第31条の2第2項第14号八、第62条の3第4項第14号八及び第63条第3項第5号イ」に改める。

第2条第1項中「若しくは第63条第3項第5号イ又は第31条の2第2項第11号八若しくは第62条の3第4項第11号八」を「、第31条の2第2項第14号八、第62条の3第4項第14号八又は第63条第3項第5号イ」に改め、同条第2項第6号中「第13条の3第7項第2号口及び第21条の19第7項第2号口」を「第13条の3第8項第2号口又は第21条の19第9項第2号口」に改める。

第8条中「第31条の2第2項第11号八」を「第31条の2第2項第14号八」に、「第62条の3第4項第11号八」を「第62条の3第4項第14号八」に改める。

| | | | | | | |
|--------|---|--|---|---|---------------|------|
| 様式第1号中 | 「 | 第28条の4第3項第5号イ並びに同法第31条の2第2項第11号八及び同法第62条の3第4項第11号八 | を | 「 | 第28条の4第3項第5号イ | に、「第 |
| | | | | | | |

31条の2第2項第11号八及び同法第62条の3第4項第11号八」を「第31条の2第2項第14号八又は第62条の3第4項第14号八」に改め、同様式の備考3を削り、同様式の備考4中「なお、申請が租税特別措置法第31条の2第2項第11号八及び同法第62条の3第4項第11号八に基づくものでない場合には、申請文中「並びに同法第31条の2第2項第11号八及び同法第62条の3第4項第11号八」及び()内を抹消するとともに、造成宅地の概要欄中「2」については記載しないこと。」を削り、同様式の備考中4を3とする。

| | | | | | | |
|--------|---|--|---|---|---------------|------|
| 様式第2号中 | 「 | 第28条の4第3項第5号イ並びに同法第31条の2第2項第11号八及び同法第62条の3第4項第11号八 | を | 「 | 第28条の4第3項第5号イ | に、「第 |
| | | | | | | |

31条の2第2項第11号八及び同法第62条の3第4項第11号八」を「第31条の2第2項第14号八又は第62条の3第4項第14号八」に改める。

| | | | | | | |
|--------|---|--|---|---|---------------|------|
| 様式第3号中 | 「 | 第28条の4第3項第5号イ並びに同法第31条の2第2項第11号八及び同法第62条の3第4項第11号八 | を | 「 | 第28条の4第3項第5号イ | に改め、 |
| | | | | | | |

同様式の備考1を削り、同様式の備考2中「なお、申請が租税特別措置法第31条の2第2項第11号八及び同法第62条の3第4項第11号八に基づくものでない場合には、申請文中「並びに同法第31条の2第2項第11号八及び同法第62条の3第4項第11号八」を抹消すること。」を削り、同様式の備考2を同様式の備考とする。

様式第7号の備考中3を削り、4を3とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の租税特別措置法に基づく優良宅地認定事務に関する規則の規定により作成された申請書でこ

の規則の施行の際受理されているものは、改正後の租税特別措置法に基づく優良宅地認定事務に関する規則の規定により作成された申請書とみなす。

告 示

島根県告示第1,152号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第1項の規定により、同法第34条及び第35条に規定する医療を担当する機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行令（昭和26年政令第142号）第2条の5第1項の規定により告示する。

平成17年11月1日

島根県知事 澄 田 信 義

| 指定医療機関の名称 | 指定医療機関の所在地 | 指定年月日 |
|--------------------|---------------------|------------|
| 医療法人杉原医院杉原医院 | 安来市安来町898 - 4 | 平成17年3月1日 |
| 中村整形外科 | 浜田市殿町74 - 2 | 平成17年3月14日 |
| 有限会社みはし薬局 | 浜田市相生町3946 | 平成17年3月15日 |
| 出雲市立総合医療センター | 出雲市灘分町613 | 平成17年3月22日 |
| 水野歯科クリニック | 松江市殿町32 | 平成17年4月1日 |
| 訪問看護ステーションほっと | 浜田市朝日町1518番地 | 平成17年4月1日 |
| 丸山内科クリニック | 浜田市相生町3921番地 | 平成17年4月1日 |
| ウエーブすふ薬局 | 浜田市周布町イ61 - 1 | 平成17年4月1日 |
| ウエーブくろかわ薬局 | 浜田市黒川町120 - 1 | 平成17年4月1日 |
| ウエーブいわみ調剤薬局 | 浜田市黒川町187 - 3 | 平成17年4月1日 |
| きりん薬局 | 益田市あけぼの東町4 - 4 | 平成17年4月1日 |
| ウエーブ江津調剤薬局 | 江津市江津町1000 - 1 | 平成17年4月1日 |
| 島根県済生高砂病院 | 江津市江津町1110 - 15 | 平成17年4月1日 |
| 島根県済生高砂訪問看護ステーション | 江津市江津町1110 - 15 | 平成17年4月1日 |
| 島根県済生会江津総合病院 | 江津市江津町1551 | 平成17年4月1日 |
| 奥出雲町立仁多病院 | 仁多郡奥出雲町三成1622 - 1 | 平成17年4月1日 |
| なかのしま薬局 | 益田市中島町イ370 - 8 | 平成17年4月14日 |
| まつしま脳神経内科クリニック | 松江市下東川津町42 - 5 | 平成17年4月15日 |
| めぐみ歯科医院 | 出雲市大津朝倉一丁目14 - 2 | 平成17年4月18日 |
| まつだ歯科医院 | 出雲市駅南町一丁目9 - 3 | 平成17年4月18日 |
| 有福クリニック | 江津市有福温泉町546番地 | 平成17年4月18日 |
| 益田市国民健康保険診療施設美都診療所 | 益田市美都町都茂1813 - 1 | 平成17年5月2日 |
| ドラッグストアサンデーズ浜田店 | 浜田市田町116 - 6 | 平成17年5月25日 |
| 順天堂薬局サンデーズ下本郷店 | 益田市下本郷町207 | 平成17年5月25日 |
| ドラッグストアサンデーズ江津店 | 江津市嘉久志町2425 - 19 | 平成17年5月25日 |
| しまね薬局医大前店 | 出雲市塩冶神前1 - 7 - 4 | 平成17年5月27日 |
| しまね薬局大田店 | 大田市大田町吉永柳ヶ坪1564 - 3 | 平成17年5月31日 |
| 城東神庭歯科 | 松江市西尾町476 - 3 | 平成17年6月1日 |
| 医療法人駿優会いまむら耳鼻咽喉科医院 | 出雲市国富町833 - 10 | 平成17年6月1日 |
| 医療法人慈恵会伊藤歯科医院 | 松江市黒田町460 - 1 | 平成17年6月3日 |
| 医療法人壽生会寿生病院 | 出雲市上塩冶町2862 - 1 | 平成17年6月7日 |

| | | |
|-----------------------|---------------------|------------|
| 医療法人入澤クリニック | 松江市八幡町285 - 6 | 平成17年6月16日 |
| 有限会社くすりや調剤薬局 | 松江市八幡町286 - 8 | 平成17年6月16日 |
| たかお皮フ科クリニック | 松江市新雑賀町4 - 17 | 平成17年6月22日 |
| 訪問看護ステーションたんぼぼ | 浜田市長浜町1900 | 平成17年6月22日 |
| 社会福祉法人つわぶきつわぶきクリニック | 松江市乃木福富町318 - 1 | 平成17年7月1日 |
| ワタキュー薬局宍道湖店 | 松江市乃白町170 - 1 | 平成17年7月1日 |
| 医療法人おごし歯科医院 | 大田市久手町刺鹿708 - 4 | 平成17年7月1日 |
| はっとり皮フ科クリニック | 松江市東津田町1769 - 2 | 平成17年7月15日 |
| 医療法人いわもと耳鼻咽喉科院 | 松江市春日町仲代188 - 1 | 平成17年8月1日 |
| 総合病院 松江市立病院 | 松江市乃白町32 - 1 | 平成17年8月1日 |
| フラワー薬局松江店 | 松江市浜乃木七丁目9 - 68 | 平成17年8月1日 |
| 医療法人しづや眼科しづや眼科 | 簸川郡斐川町大字直江町4487 | 平成17年8月1日 |
| 旭町国民健康保険あさひ診療所 | 那賀郡旭町丸原138 - 1 | 平成17年8月1日 |
| 旭おりづる薬局 | 那賀郡旭町丸原139 - 8 | 平成17年8月1日 |
| 松江調剤薬局 | 松江市田和山町61 | 平成17年8月5日 |
| 医療法人佐藤耳鼻咽喉科医院さとう耳鼻咽喉科 | 八束郡東出雲町錦新町七丁目4 - 12 | 平成17年9月7日 |
| 長沢ゆい薬局 | 浜田市長沢町3154 - 2 | 平成17年10月1日 |
| 心療内科田中クリニック | 浜田市長沢町3156 | 平成17年10月1日 |

島根県告示第1,153号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第4項の規定により、指定医療機関が次のとおり指定を辞退したので、結核予防法施行令（昭和26年政令第142号）第2条の5第2項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成17年11月1日

島根県知事 澄 田 信 義

| 指定医療機関の名称 | 指定医療機関の所在地 | 辞退年月日 |
|-----------|------------------|-------------|
| たかつ薬局 | 益田市高津一丁目42 - 16 | 平成14年10月19日 |
| 川瀬医院 | 益田市美都町都茂1175 | 平成16年11月30日 |
| 杉原医院 | 安来市安来町898 - 4 | 平成17年2月28日 |
| 川島医院 | 邇摩郡温泉津町小浜イ7 - 1 | 平成17年3月1日 |
| 中村整形外科病院 | 浜田市殿町74 - 2 | 平成17年3月13日 |
| 永戸薬局乙吉店 | 益田市高津二丁目21 - 6 | 平成17年3月17日 |
| 平田市立塩津診療所 | 平田市塩津町101 | 平成17年3月21日 |
| 平田市立病院 | 平田市灘分町613 | 平成17年3月21日 |
| 鷺浦診療所 | 簸川郡大社町大字鷺浦104 | 平成17年3月21日 |
| 日御碕診療所 | 簸川郡大社町宇龍338 - 3 | 平成17年3月21日 |
| 仁多町立仁多病院 | 仁多郡仁多町三成1622 - 1 | 平成17年3月30日 |
| 水野歯科クリニック | 松江市西尾町476 - 3 | 平成17年3月31日 |
| まつだ歯科医院 | 出雲市今市町1167 - 15 | 平成17年4月1日 |
| 勝部外科医院 | 出雲市塩冶町1521 - 1 | 平成17年4月1日 |
| 薬局オーリーブ堂 | 簸川郡斐川町大字莊原町3840 | 平成17年4月8日 |

| | | |
|----------------|------------------|------------|
| ドラッグストアサンデー浜田店 | 浜田市田町116 - 6 | 平成17年5月24日 |
| 順天堂薬局サンデー下本郷店 | 益田市下本郷町207 | 平成17年5月24日 |
| ドラッグストアサンデー江津店 | 江津市嘉久志町2425 - 19 | 平成17年5月24日 |
| 神庭歯科医院 | 松江市西尾町476 - 3 | 平成17年5月31日 |
| 医療法人慈恵会 伊藤歯科医院 | 出雲市湖陵町差海1798 | 平成17年6月1日 |
| 医療法人壽生会 寿生病院 | 出雲市大津町3627 - 8 | 平成17年6月6日 |
| くすりや矢田町調剤薬局 | 松江市矢田町36 - 1 | 平成17年6月11日 |
| 医療法人 入澤クリニック | 松江市矢田町36 - 3 | 平成17年6月15日 |
| おごし歯科医院 | 大田市久手町刺鹿708 - 4 | 平成17年6月30日 |
| 総合病院 松江市立病院 | 松江市灘町101 | 平成17年7月31日 |
| いわもと耳鼻咽喉科医院 | 松江市春日町中代188 - 1 | 平成17年7月31日 |
| しぶや眼科 | 簸川郡斐川町大字直江町4487 | 平成17年7月31日 |
| 田中心療内科クリニック | 浜田市長沢町3120 | 平成17年9月30日 |

島根県告示第1,154号

企業参入促進資金利子補給金交付要綱（平成15年島根県告示第789号）の一部を次のように改正する。

平成17年11月1日

島根県知事 澄 田 信 義

別表貸付条件の欄中「年1.5パーセント」を「年1.7パーセント」に改める。

附 則

- この告示は、平成17年11月1日から施行する。
- この告示による改正後の企業参入促進資金利子補給金交付要綱別表の規定（貸付利率に係る部分に限る。）は、平成17年10月20日以後に貸し付けられる企業参入促進資金について適用し、同日前に貸し付けられた企業参入促進資金については、なお従前の例による。

島根県告示第1,155号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定による届出があったので、同条第6項の規定により次のとおり告示する。

平成17年11月1日

島根県知事 澄 田 信 義

1 届出の概要

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
ホームセンタージュンテンドー川津店 島根県松江市西川津町諸田830番地外
- 大規模小売店舗を設置する者の名称、代表者の氏名及び住所
株式会社ジュンテンドー 代表取締役社長 飯塚 正 島根県益田市下本郷町206番地5
- 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計
1,208平方メートル
- 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計
999平方メートル
- 廃止する年月日

平成17年11月5日

2 届出年月日

平成17年10月20日

島根県告示第1,156号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成17年11月1日

島根県知事 澄 田 信 義

| 道路の種類 | 路線名 | 道路の区域 | | | 管轄する地方機関の名称 | 備考 |
|-------|--------|---------------------------------------|--------|------------------------|------------------|---|
| | | 区 間 | 変更前後の別 | 敷地の幅員 | | |
| 県 道 | 出雲三刀屋線 | 出雲市大津町字土手根525番3地先から同市上島町字手作2617番4地先まで | A | メートル 6.00～ 23.00 | メートル 5,900.00 | 出雲土木建築事務所 道路改良工事 左記のA、B1及びB2は関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ延伸 |
| | | 出雲市上塩冶町字大井谷1686番1地先から同字1700番地先まで | 前B1 | 25.00～ 28.00 | 97.00 | |
| | | 出雲市船津町318番3地先から同市上島町字手作2617番4地先まで | B2 | 12.00～ 80.00 | 2,755.00 | |
| | | 出雲市大津町字土手根525番3地先から同市上島町字手作2617番4地先まで | A | 6.00～ 23.00 | 5,900.00 | |
| | | 出雲市上塩冶町字大井谷1686番1地先から同字1629番1地先まで | 後B1 | 20.10～ 33.50 | 238.10 | |
| | | 出雲市船津町318番3地先から同市上島町字手作2617番4地先まで | B2 | 12.00～ 80.00 | 2,755.00 | |
| " | 浜田美都線 | 浜田市内村町1954番16地先から同町1954番18地先まで | 前 | 13.00～ 45.00 | 125.00 | 浜田土木建築事務所 災害防除工事 拡幅 |
| | | | 後 | 24.00～ 90.20 | 125.00 | |
| " | " | 浜田市内村町1951番1地先から同町1950番1地先まで | 前 | 16.00～ 25.00 | 92.60 | 災害防除工事 拡幅 |
| | | | 後 | 31.60～ 43.00 | 92.60 | |

島根県告示第1,157号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成17年11月 1 日

島根県知事 澄 田 信 義

| 道路の種類 | 路線名 | 供用開始の区間 | 延長 | 供用開始年月日 | 管轄する地方機関の名称 | 備考 |
|-------|-------|------------------------------|----------------|------------------|-------------|----|
| 県道 | 邑智赤来線 | 邑智郡美郷町九日市1228番地先から同788番1地先まで | メートル 462.00 | 平成17年 11月 8 日 | 川本土木建築事務所 | |

島根県告示第1,158号

二級河川三隅川水系三隅川（御部ダムに限る。）に係る河川法（昭和39年法律第167号）第 6 条第 1 項第 3 号に規定する河川区域を次のように指定したので、同条第 4 項の規定に基づき告示する。

平成17年11月 1 日

島根県知事 澄 田 信 義

次の図面の茶色で着色した部分に該当する土地の区域とする。

「次の図面」は省略し、土木部河川課及び浜田土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。

公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 6 第 1 項の規定により公告する。

平成17年11月 1 日

島根県警察本部長 塩 川 実喜夫

1 入札の内容

(1) 入札の件名

グループウェアサーバ賃貸借契約

(2) 物品の仕様等

入札説明書による。

(3) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の製造の請負及び売買に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第 4 号）第 5 条の規定により、入札に参加する者に必要な資格があると開札の日の前日までに知事の承認を受け、物品の製造の請負及び売買に係る入札参加資格者名簿の営業種目大分類「14 借入品」、中分類「(2) 情報処理機器」に格付 A で登載された者であること。

(3) 島根県の実施する建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の一般競争入札において、指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中である者でないこと。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒690 - 8510 島根県松江市殿町8番地1

島根県警察本部警務部会計課用度係

電話0852 - 26 - 0110 内線2235 ~ 2236

(2) 入札説明書の交付期間及び方法

平成17年11月1日から11月4日までの間、上記(1)の場所において交付する。

(交付時間は土曜、日曜及び祝日を除く、午前9時から午後5時までとする。)

(3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成17年11月11日(金) 午後2時

イ 場所 島根県松江市殿町8番地1 島根県警察本部 7階警友談話室

ウ 開札 即時開札

4 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

5 入札保証金

契約予定相当額を契約期間の月数で除し、12を乗じて得た額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則(昭和39年島根県規則第22号)第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

6 契約保証金

契約金額を契約期間の月数で除し、12を乗じて得た額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

7 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した書類を入札説明書に定める提出期限までに提出しなければならない。

なお、入札者は、開札日時までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

8 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は、無効とする。

9 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

10 その他

詳細は入札説明書による。

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項の規定により公告する。

平成17年11月1日

島根県警察本部長 塩川 実喜夫

1 入札の内容

(1) 入札の件名

ネットワーク機器レイヤ 2 スイッチ 117台の購入

(2) 物品の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成17年12月15日

(4) 入札方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の製造の請負及び売買に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第 4 号）第 5 条の規定により、入札に参加する者に必要な資格があると開札の日の前日までに知事の承認を受け、物品の製造の請負及び売買に係る入札参加資格者名簿の営業種目大分類「1 文具・事務用機器類」、中分類「(1)情報処理機器」又は大分類「4 機械機具類」、中分類「(5)電気通信機器」に登録された者であること。

(3) 島根県の実施する建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の一般競争入札において指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中である者でないこと。

(4) 島根県内に本店又は営業所を有する者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒690 - 8510 島根県松江市殿町 8 番地 1

島根県警察本部警務部会計課用度係

電話0852 - 26 - 0110 内線2235 ~ 2236

(2) 入札説明書の交付期間及び方法

公告日から平成17年11月 7 日までの間、上記 3 の(1)の場所において交付する。

（交付時間は土日、祝日を除く、午前 9 時から午後 5 時までとする。）

(3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成17年11月11日（金） 午後 1 時

イ 場所 島根県松江市殿町 8 番地 1 島根県警察本部 7 階警友談話室

ウ 開札 即時開札

4 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

5 入札保証金

契約予定相当額（入札金額に消費税等の額を加算した額）の100分の 5 以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の 2 各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

6 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の 2 各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

7 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した書類を入札説明書に定める提出期限までに提出しなければならない。

なお、入札者は、開札日時までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

い。

8 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は、無効とする。

9 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

10 その他

詳細は入札説明書による。

正 誤

平成17年9月30日付け島根県報第1,714号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

| ページ | 行 | 誤 | 正 |
|-----|------|-------|-----------|
| 1 | 上から9 | (") | (環境政策課) |